

○雲仙市千々石農産物直売所の設置及び管理に関する条例

平成27年3月26日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、雲仙市千々石農産物直売所(以下「直売所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内で生産される農産物等を消費者に直接販売することにより、農業者等の所得の向上及び地域の活性化を図るため、直売所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
雲仙市千々石農産物直売所	雲仙市千々石町丙2138番地1

(業務)

第4条 直売所において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 農産物等の販売に関する業務
- (2) 観光情報及び地域情報等の発信に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第5条 直売所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、直売所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、次に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

市内に住所を有する者及び市内に事業所を有する法人等	売上金額の20パーセント以内
市内に住所を有しない者及び市内に事業所を有しない法人等	売上金額の25パーセント以内

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の許可の制限)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直売所の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附帯設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 特定の政治目的を有するとき又は特定の政党の利害に関与するとき。
- (5) 特定の宗教を支持するとき又は特定の教派教団を支持するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用させることが不適當であるとき。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者がこの条例又は同条例に基づく規則に違反すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じ、又は許可した事項を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による取消し等により生じた損害については、その責めを負わない。
(損害賠償等)

第11条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、直売所の管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により直売所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 前条第1項の規定により直売所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 農産物等の販売に関する業務
- (2) 観光情報及び地域情報等の発信に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 第12条第1項の規定により直売所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、直売所の管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例に基づく規則その他市長が定めるところにより、管理を行わなければならない。

(利用料金の収受等)

第15条 指定管理者は、直売所の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を自らの収入として収受することができる。

2 利用料金は、第7条に規定する使用料の額を限度として、市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。